

令和元年 8 月 2 1 日

堺 市

梅・美木多駅前南第 1 自転車等駐車場新築工事の設計図書の訂正について（通知）

梅・美木多駅前南第 1 自転車等駐車場新築工事の設計図書等について、下記のとおり、一部訂正しますので、お知らせいたします。

現在、堺市ホームページに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

図面の訂正

（１）訂正箇所

・図面 A/1

（２）訂正内容

・別紙のとおり

表誤正面図

工事名称: 柵・美木多駅前南第1自転車等駐車場新築工事

[illegible]

I. 工事概要

1 工事名称 相・美木多駅前第1自転車等駐車場新築工事

2 工事場所 堺市 南区 度山台 1丁1番1号

3 敷地に関する事項

a 用途地域

・第一種低層 ・第二種低層 ・第一種中高層 ・第二種中高層

・第一種住居 ・第二種住居 ・準住居

・近隣商業 〇商業 ・準工業 ・工業 ・工業専用

・指定なし

b 防火地域

〇防火 ・準防火 ・22条区域

c その他の地域地区

〇市街化 ・市街化調整 ・

・宅造規制 ・風致 ・

d 都市計画施設の区域

・指定あり (・都計道路 ・都計公園 ・)

〇指定なし

e 建蔽率・容積率

〇指定建蔽率 80 % 〇指定容積率 400 %

f 敷地面積 475.45 m²

4. 工事建物概要

a. 工事種別 新築

b. 用途 自転車駐車場 (主要用途 08500)

c. 建築面積 353.05 m² (既設部分 - m²) 計 353.05 m² (建蔽率 74.26 %)

d. 延べ面積 768.10 m² (既設部分 - m²) 計 768.10 m² (容積対象床面積 614.48 m² [容積率 129.25 %])

e. 構造 鉄骨造

f. 階数 地上 3 階 地下 - 階

g. 棟数 1 棟

h. 軒高 8.894 m i. 最高の高さ 9.124 m

各棟建築面積及び各棟床面積他

棟名 棟別工事種別	各階床面積 m ²	建築面積 m ²	階数	構造	備考
自転車駐車場	(1F) 353.05 (2F) 353.05 (3F) 62.00	353.05	地上 3階	鉄骨造	

5 工事範囲

① 建築主体工事 ② 屋外附帯工事

3. 既設改修工事 4. 撤去工事

⑤ その他工事 (電気設備工事、機械設備工事)

6 別途工事

1. 電気設備工事 2. 給排水衛生設備工事

3. 空調調和設備工事 4. ガス設備工事

5. し尿浄化槽設備工事 6. 植栽工事

7. その他工事

II. 工事仕様

1 共通仕様

(1) 質疑回答書、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「標仕」という。)による。

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事および機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 適用

特記仕様の取扱については、下記による。

(1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。

〇印のつかない場合は、※印の付いたものを適用する。

〇印と※印の付いた場合は、共に適用する。

3 設計図書の優先順位

設計図面に相違がある場合、設計図書の優先順位は下記による。

1. 質疑回答書 2. 現場及び机上説明書 3. 特記仕様書

4. 図面 5. 各種標準図 6. 標仕

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 品質計画	※建築基準法に基づき定められる風圧区分等の適用工事 ・8章 ・9章 ・10章 ・13章 ・14章 ・16章 ・17章 ○風速 (V ₀ = 3.4 m/s) ○地表面粗度区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) ・積雪区分 垂直積雪量 30 cm
	② 建築材料	建築材料の製造所、製品及び施工業者等は、特記されたもの及び建築材料指定メーカーリスト(以下メーカーリストという)による。
	③ 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な工法は、監督員の承諾を受けて当該製品の指定工法による。

章

項 目

特記

一般共通事項	技能士	適用工事種別	技能検定の職種
⑤ 材料及び施工の検査に伴う試験	⑥ 騒音、振動の防止	⑦ 記録及び工事写真	鉄筋工事 ・ 鉄筋施工（鉄筋括設作業）
			コンクリート工事 ・ 型枠施工
			鉄骨工事 ・ とび
			ブロック・ＡＬＣパネル工事 ・ ブロック建築 ・ ＡＬＣパネル施工
			防水工事 ・ アスファルト防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塗膜防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業
			石工事 ・ 石材施工（石張り施工）
			タイル工事 ・ タイル張り
			木工事 ・ 建築大工
			屋根及びいり工事 ・ 建築板金（内外装板金作業） ・ スレート施工
			金属工事 ・ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）
			左官工事 ・ 左官
			建具工事 ・ サッシ施工 ・ ガラス施工
			カーテンウォール工事 ・ カーテンウォール施工（ＰＣ） ・ サッシ施工 ・ ガラス施工
			塗装工事 ・ 塗装（建築塗装作業）
			内装工事 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装（壁装作業）
			補装工事 ・ 造園
⑧ 設備工事との取り合い	⑨ 設計基準線	⑩ 完成図等	受注者は材料の受入れ検査及び施工に伴う検査を自らの責任において行うこと。また、各種試験の立会い公共試験所へのテストビースの搬入は受注者が行うものとする。なお、試験費用は受注者の負担とする。
			「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を使用する。また「建設機械に関する技術指針」に定められた排ガス対策型建設機械を使用する。
			なお、油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー、アイヨン）は、原則として使用しないこととする。
			標丈1.2.4による他、下記写真類を併せて提出する。なお、工事写真の撮り方は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説 工事写真の撮り方 建築編による。
			現況写真 工事場所及びその付近の必要と思われる箇所について着工前に写真を撮り提出する。
			工事写真 ※1部 ・（ ）部 提出 各工程に沿って、日付内容その他必要事項を記入の上、順次アルバムに整理を行う。
			工事出来高写真 ※1部 ・（ ）部 提出 中間支払いを請求する場合は、出来高が明確になるように写真を撮り提出する。
			※1部 ・（ ）部 提出
			施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部分の貫通口、開口部、スリーブ等の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上げ材・下地材の切込み及び下地材の補強 ・ 駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
			施工図 設備機器の位置、取り合いなどの検討できる施工図を提出して、監査員の承諾を受ける。
			※図示 ・ 設計 G L = O P +
			工事完成時に完成図、施工図、保全に関する資料及び工事関係書類を保管箱（別表）に入れ、提出すること。
			完成図を製本（※A2 ・ 原寸）して2部提出すること。
			また、完成図は電子データにより提出すること。
			詳細については、完成図作成要領による。
			施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
			下記のものを監督員に提出する。ただし、原板は撮影業者の保管とする。
⑪ 支給物品	⑫ 保証	⑬ 建築工事の適正な施工の確保について	分類・規格
			撮影部数
			提出部数
			原板の大きさ（mm）
			※キャビネ部 外部（3）内部（5） ※2 ・ 6 ※100×125以上
			（他に外観正面1カットのみ3枚（カラーキャビネ部）提出）
			・ カラー四切木製パネル 外部（ ）内部（ ） ※2 ・
			・ カラー半切木製パネル 外部（ ）内部（ ） ※2 ・
			・ カラースライド 外部（ ）内部（ ） ※1 ・ ※24×36以上
			・ 外部（ ）内部（ ） ※1 ・
			撮影業者 ※監督員の承諾する撮影業者
			ただし、建築完成写真撮影の実績のある業者とする。
			※無し ・ 有り
			保証年限の起算日は契約竣工日の翌日とする。
			1 建設業法第26条及び工事請負契約書第10条に定める受注者が工事現場に配置しなければならない現場代理人、監理技術者、主任技術者及び専門技術者については、適切な資格、技術力を有する者を配置すること。
			（注）工事現場に常駐して専らその業務に従事する者で受注者と直接かつ、恒常的な雇用関係にある者に限る。
			2 建設業法第22条及び工事請負契約書第5条に違反する一括下請負い unnecessary 重層下請負その他不適切な形態による下請契約により、工事を施工するなど契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないこと。
			3 特定建設業の許可を受けないで、下請代金の総額が建設業法施行令第2条で定める金額（6,000万円）以上となる下請契約を締結することはできないのでとくに留意すること。
⑫ シンナー等の保管について	⑬ シック・ハウス 症候群対策について	⑭	1 シンナー等有機溶剤の保管場所については、他の材料と区別し旋錠する等保管管理を厳重にし盗難の防止に努めること。なお、保管命令には換気に注意し、一定量以上保管する場合は消防法等関係法令に従うこと。
			2 使用後は現場に放置することなく、速やかに持ち帰る等の処置を講ずること。
			ホルムアルデヒド・VOC（揮発性有機溶剤）等の放散量を最小限にするために、建材・施工材（接着剤・塗料）の工程管理に留意し、作業中は室内の通風・換気を充分に行い、ホルムアルデヒド・VOC（揮発性有機溶剤）の空气中の濃度低減を計ること。
			工事竣工後も建物の引継ぎをするまでの間は室内の通風・換気を充分に行うこと。

章

項

特 言

1

一般共
通事
項

18

発生材の処理

1 発生材の抑制、再利用、再資源化及び再生資源の積極的活用を行うこと。コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートは「建設リサイクル法」による。その他のものは中間処理又は最終処理施設に搬入処理を行う。

なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督員と協議する。

2 受注者が排出業者とならない場合にあっても、原則として受注者が該当工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 受注者は収集運搬及び処分を委託する場合は、受注者と収集運搬業者との間の契約及び受注者と処分業者との間の2者間契約を締結し事前に許可証の写しを監督職員に提出すること。なお、収集運搬及び処分は受注者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。詳細等は、大阪府・大阪市・堺市・東大阪市発行「産業廃棄物及び清掃に関する法律」のしおりによる。

4 処分方法の特記にないものについては、構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従う。

19

工事実績データの作成・登録について

受注者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリス（工事実績情報システム）に基づき、実績登録簿データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録しなければならない。登録後は、「登録内容確認書」を監督員に提出しなければならない。

また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。

いずれの場合も、登録事由発生時から10日以内（土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）に登録しなければならない。

20

施工体制台帳
施工体系図

受注者は、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）の定めに従い、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。また、一度作成した施工体制台帳の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに変更された施工体制台帳の写しを監督員に提出しなければならない。

また、上記下請契約を締結した場合、受注者は、各下請負人の工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。

施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人（産業廃棄物及び建設発生土等処理業者（収集運搬業者、中間処理業者、処分業者）並びに整備業者等）においても、記載すべき下請負人の対象として扱うものとする。また、受注者は、すべての下請負人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更された施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

21

火災保険について

*この工事の施工にあたり、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次とおり付すること。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。

保険期間	工期プラス1ヶ月
被保険者	堺市長
保険金額	部分払いするときの出来高金額以上

なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと火災保険金の受取りを堺市長としての保険会社発行の証明書を提出すること。

22

その他の保険について

この工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。

- 第三者に与えた損害の補償
- 請負業者賠償責任保険

従業員が受けた身体障害の補償

- 法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険

23

公共事業労務費調査

本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。なお、下請業者についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

24

共通費実態調査

本工事が共通費実態調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。共通費実態調査は受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映させることを目的とする。なお、調査票は監督員から配布するものとする。

25

建退共について

建設業退職金共済制度（以下「建退共」と言う）は、建設現場で働く労働者を被共済者としたものであり、受注者のみならず下請業者までこの制度の主旨を理解し、建設現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後1ヶ月以内に「退職金掛金収納書」を提出する。

標識掲示場所は、工事用表示板の付近の見やすいところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（黄色の標識）を掲示する。

26

工事の下請け及び
原材料の購入について

工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は地元産業の振興と市内業者の育成のためにできる限り市内業者へ発注する。

27

公共工事特定調達
品目の採用について

堺市グリーン調達基本方針に基づき【最新版】堺市グリーン調達方針の定めによりグリーン調達リサイクル製品の調達の一層の推進を図る必要があります。「堺市グリーン調達方針における公共工事特定調達品目」を本工事において市監督員と協議のうえ、協力採用するものとする。（採用した品目は実績数を記載し、報告書を作成するうえ提出のこと）

28

中間技術検査

本工事は、中間技術検査の対象工事となる。中間技術検査は公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な階段等において、施工中に検査を行うもので、設計図書及びその他の関係書類に基づいて行われる。

29

FAS/Tに関する
調査・報告・揭示

・工事開始前に、石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。なお、事前調査結果を揭示するとともに有の場合は作業内容も揭示すること。

韓

項

特 記

1 一般 共通 事項	⑩ 現場代理人又は主 技術者の専任の 期間について	⑩ 監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする。（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人によるものと同様とする。）また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。
	⑪ 施工条件 その他	1 工事に伴い障害物等が発見されたときは速やかに監督員に報告し協議の上施工する。 2 工事現場周辺の道路は、常時清掃すること。 3 作業時間とは、原則として午前 8 時から午後 6 時までとする。（夏期は午後 時迄） 作業については日曜、祝日、第 2、4 土曜日、年末年始並びに盆休みは作業を中止する。（但し、やむを得ない場合は市監督員と協議を行う。） 5 工事に伴う官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。
2 仮 設 工 事	① 仮設計画 ② 仮設物の設置場所 ③ 監督員事務所	工事に先立ち仮設計画図を作成の上監督職員の承諾を得ること。 ※敷地内 ※敷地外 種別 ①号（10m2程度）・②号（20m2程度）・③号（35m2程度）・④号（65m2程度）・⑤号（100m2程度） 備品 ①机、いす、書棚、黒板、製図板、掛時計、寒暖計 ②ゴム長ぐつ、雨がっぱ、保護服、懐中電灯、安全帯、消火器 ③衣類ロッカー ・ 冷暖房機器 ・ 湯沸器 ④掃除具 ・ パソコン FAX ⑤メッシュシート ※利用できない ・ 利用できる（※有償 ・ 無償） 仮設給水の引込みは、工事着手前に本市上下水道局と事前協議を行い、仮設給水申請書を提出のこと（加入金は受注者の負担とする） 構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる（※有償 ・ 無償） ①別紙 1 特記仕様書 種別 ・ A ・ B ・ C ・ OP 模様塗（5色程度） ②ガードフェンス H=1,800（頭つなぎ共） シート張り ①有 ・ 無 ③メッシュシート（防災 1 類） ・ 防音シート ・ 防音パネル ④朝顔 ⑤安全巡視員（常駐 1 人 ※スポット延 50 人） 大阪府公安委員会告示（平成27年11月2日第123号）を遵守すること。 ①別紙 1 特記仕様書による。 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
	④ 工事用水 ⑤ 工事用電力 ⑥ 仮囲い ⑦ 安全対策 ⑧ 工事用表示板 ⑨ 仮設足場	構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる（※有償 ・ 無償） ①別紙 1 特記仕様書 種別 ・ A ・ B ・ C ・ OP 模様塗（5色程度） ②ガードフェンス H=1,800（頭つなぎ共） シート張り ①有 ・ 無 ③メッシュシート（防災 1 類） ・ 防音シート ・ 防音パネル ④朝顔 ⑤安全巡視員（常駐 1 人 ※スポット延 50 人） 大阪府公安委員会告示（平成27年11月2日第123号）を遵守すること。 ①別紙 1 特記仕様書による。 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
3 土 工 事	① 埋戻し及び盛土 建設発生土の処理 ② 山留め ③ 水替え	①A種（本体建物） ②B種 ・ C種 ・ D種 ・ その他搬入土（ ） ・ 構外搬出適切処理（自由処分） ※構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設） ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ※図示 ①水中ポンプ3インチ程度
	④ 試験杭	※杭工事「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」（国土交通省告示第468号 H28.3.4）を順守する。 ※別紙 1 特記仕様書による。 ※杭載荷試験 試験の種別 ・ 鉛直載荷試験 ・ 水平載荷試験 試験の方法 ※敷地調査共通仕様書による。 最大荷重（ ）t 工法 ・ 別紙 1 特記仕様書による。 ※認定埋込み杭工法（ ） 種類 ※高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・ 閉そく平たん形 ・ 開放形 先端形状 切断しない（高止りによる切断は油圧カッターを使用） 杭頭処理 建築基準法に基づく指定を受けた継ぎ手を使用し 継ぎ手 よい。 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 鉄筋の種類 A 類 ・ B 類 鉄筋の最小かぶり厚さ mm ※100 コンクリートの種別 ・ A 種 ・ B 種 掘削工法 ・ アースドリル工法 ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法
4 地 業 工 事	① 試験杭	※杭工事「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」（国土交通省告示第468号 H28.3.4）を順守する。 ※別紙 1 特記仕様書による。 ※杭載荷試験 試験の種別 ・ 鉛直載荷試験 ・ 水平載荷試験 試験の方法 ※敷地調査共通仕様書による。 最大荷重（ ）t 工法 ・ 別紙 1 特記仕様書による。 ※認定埋込み杭工法（ ） 種類 ※高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・ 閉そく平たん形 ・ 開放形 先端形状 切断しない（高止りによる切断は油圧カッターを使用） 杭頭処理 建築基準法に基づく指定を受けた継ぎ手を使用し 継ぎ手 よい。 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 鉄筋の種類 A 類 ・ B 類 鉄筋の最小かぶり厚さ mm ※100 コンクリートの種別 ・ A 種 ・ B 種 掘削工法 ・ アースドリル工法 ・ リバース工法 ・ オールケーシング工法
	② 既製コンクリート 杭地業 ③ 場所打ちコン クリート杭地業 ④ 砂利地業 ⑤ 捨コンクリート ⑥ 床下防湿層 ⑦ 試験	材料 ・ 切込砂利 ※切込砕石 ・ 再生クラッシャー 厚さ ※60mm ・ 図示 呼び強度 ※18 所要スランプ ※15cm 厚さ ※50mm ・ 図示 適用範囲 ※図示 厚さ ※0.15mm以上 重ね枚数（3）枚 重ね合わせ及び基礎梁隙のみみ幅 ※250mm 地盤設計支持力（ ）t/m2（長期） ・ 平板載荷試験 ケ所 試験深さ 設計G L - （ ）m ※現場指示による 最大荷重（ ）t 試験の方法 ※敷地調査共通仕様書による。
		修正後
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂 2018. 4. 改訂
1998. 5. 作成 2000. 12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004. 11. 改訂 2007. 12. 改訂 2009. 4. 改訂 2011. 2. 改訂 2012. 8. 改訂 2014. 1. 改訂		2014. 4. 改訂 2015. 12. 改訂 2016. 4. 改訂 2016. 4. 改訂 2017. 2. 改訂 2017. 2. 改訂 2018. 4

修正後